

認定NPO法人信州まつもと山岳ガイド協会 やまたみ

寄附金ご協力のお願い

2005年4月に発足した「信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ」は、2015年8月12日に、『認定NPO法人』を取得することができました。

下記の通り、税制優遇されることで寄付者の皆様にとってもメリットのある制度です。認定には、公益性が高く組織や活動が適正であるか、情報公開が適正であるか、厳しい「認定基準」があります。長野県内では「認定NPO法人」を取得した団体はまだ数える程です。今後もさらに有意義な事業及びプログラムを企画・実施するため、多くの個人及び企業（法人）の皆様から格別なご支援ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

寄付する

【1】 寄付金額

1口3,000円～

※ 領収書送付の手続き上、お名前・ご住所（必須）、お電話番号（任意）をお知らせ下さいますようお願いいたします。

【2】 お支払い方法

- 八十二銀行 浅間温泉（アサマオンセン）支店 普通 262257
- ゆうちょ銀行 記号11140 番号14717661
（ゆうちょ銀行以外からのお振込） 一八（イチハチ）支店 普通 1471766
- ジャパンネット銀行 すずめ（スズメ）支店 普通 2035256
- 郵便振替 00530-5-85149

※ お振込手数料はご負担下さいますようお願い申し上げます。

『認定NPO法人』とは・・・

特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）に基づき、管轄庁に認定されたNPO法人であり、制定される様々なメリットや税制上の優遇措置を受けることができます。

社会的信頼性の向上

認定には、公益性が高く組織や活動が適正であるか、情報公開が適正であるか、といった「認定基準」があり、一般のNPO法人に比べて社会的信頼性が大きく向上します。

※詳しくは、内閣府NPOホームページ『認定制度』についてをご覧ください。

税制上の優遇

個人の方が認定・仮認定NPO法人に寄付した場合

●寄付金控除が受けられます

(寄付金額－2,000円)×50%※1＝減税

※1 所得税 40%、地方税 10%（松本市の場合、県民税 4%＋市民税 6%）、合計最大 50%

※ 控除対象の範囲は寄付者住所の条例によりますので、お住まいの各自治体にお問い合わせ下さい。

【1】所得税から控除

〈税額控除方式〉

(寄付金額－2,000円) × 所得税 40%＝所得税から控除される

〈所得控除方式〉

(寄付金額－2,000円) × 所得税率＝所得税から控除される

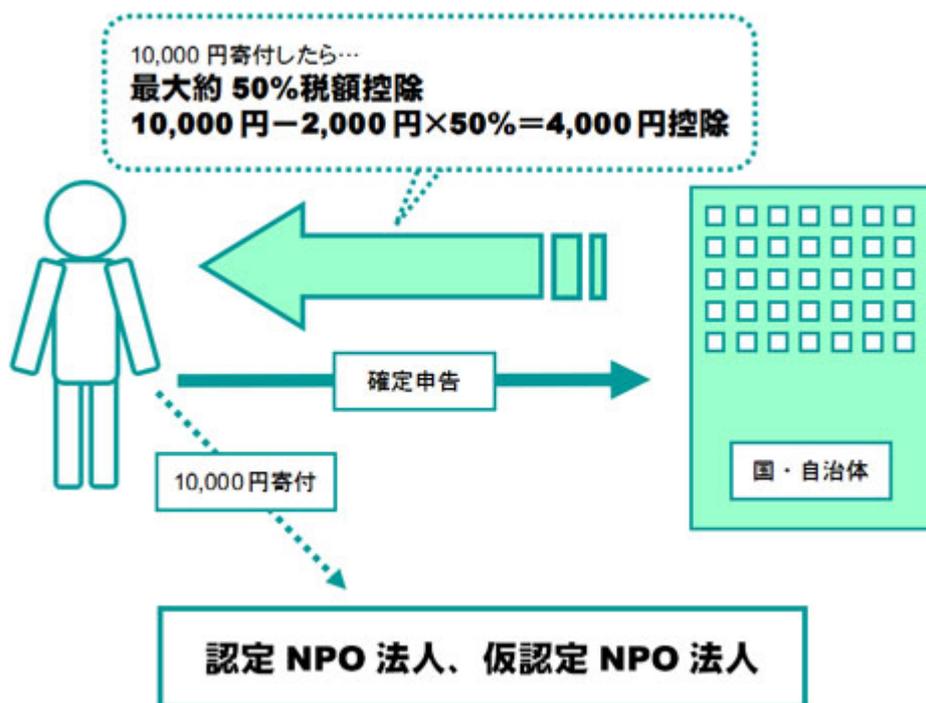
※ 確定申告をする際、寄付金控除額の算出には〈税額控除方式〉と〈所得控除方式〉のどちらか有利な方を選択する事が出来ます。

※ 所得税率が高い高額所得者が多額の寄付をする場合などは〈所得控除方式〉がより多くの金額が控除されます。

【2】地方税から控除

(寄付金額－2,000円) × 地方税 10%※2＝住民税から控除される

※2 松本市の場合、県民税 4%＋市民税 6%



法人の方が認定・仮認定NPO法人に寄付した場合

●損金算入限度額の枠が拡大されます

一般の寄付金の損金算入限度額に加え、別枠で損金算入することが出来ます。損金算入分は法人税・地方税が課税されません。

(資本金等の額×0.375%＋所得金額×6.25%)×1/2

※ 2011年11月に成立した税制改正法案により、認定NPO法人向け特別枠が拡充されました。

相続人の方が認定NPO法人に寄付した場合（仮認定不可）

●寄付をした相続財産が非課税になります

例えば、1,000万円の相続財産があった場合、そのうち800万円を認定NPO法人に寄付すれば、相続税の課税対象額は200万円になります。

※ 金銭の場合のみとなりますので、不動産（土地・建物）等は扱いが異なります。遺贈や相続財産の寄付については、税理士など専門家にご相談下さい。